

# 兵庫県公報

平成25年12月24日 火曜日 第 2555 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

目次	ページ
<b>告 示</b>	
○ 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）	1
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	2
○ 昭和59年兵庫県告示第783号（指定配合肥料の生産者に対する施用上の注意等の表示事項）の一部改正（農産園芸課）	3
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 平成25年兵庫県告示第1245号（公共測量の実施）の一部変更（同）	5
○ 土地区画整理事業の事業計画の変更認可（市街地整備課）	5
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	7
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	9
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	10

## 告 示

### 兵庫県告示第1401号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の徴収金の収納事務を委託した。

平成25年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 収納受託者の所在地及び名称、委託した事務並びに委託期間

収納受託者の所在地及び名称	委託した事務	委託期間
岐阜市日置江1丁目58番地 株式会社電算システム	県税の収納事務の取りまとめ	平成26年1月1日から 平成29年1月31日まで
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	収納受託者の直営店及び加盟店 における県税の収納事務	同 上
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート	同 上	同 上
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	同 上	同 上

愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス	同 上	同 上
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	同 上	同 上
東京都千代田区神田錦町1丁目1番地 ミニストップ株式会社	同 上	同 上
広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	同 上	同 上
名古屋市中区栄一丁目7番34号 株式会社ココストア	同 上	同 上
東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社	同 上	同 上

2 収納の手続等

収納受託者は、県税の徴収金を収納したときは、納税者等に領収証書等を交付するものとする。

なお、その他の収納の方法については、県税徴収金収納事務委託に係る基本契約書等による。



兵庫県告示第1402号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成25年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
たつの市
- (2) 調査を行った期間  
平成23年7月から平成25年3月まで
- (3) 成果の名称  
たつの市（大字御津町苅屋の一部(6)）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
たつの市大字御津町苅屋の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年10月31日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
川辺郡猪名川町
- (2) 調査を行った期間  
平成15年7月から平成23年3月まで
- (3) 成果の名称  
猪名川町紫合（一）の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
猪名川町紫合（一）の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年10月31日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
川辺郡猪名川町
- (2) 調査を行った期間  
平成15年6月から平成23年3月まで
- (3) 成果の名称  
猪名川町紫合（二）の一部の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域  
猪名川町紫合（二）の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年10月31日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
美方郡新温泉町
- (2) 調査を行った期間  
平成23年4月から平成25年6月まで
- (3) 成果の名称  
新温泉町竹田の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
新温泉町竹田の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年10月31日



**兵庫県告示第1403号**

昭和59年兵庫県告示第783号（指定配合肥料の生産業者に対する施用上の注意等の表示事項）の一部を次のように改正し、平成26年1月4日から適用する。

平成25年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

件名を「肥料取締法第21条の規定に基づく肥料の施用上の注意等の表示事項」に改める。

表4の項第1欄中「別表第1の1の(1)のケ、コ又はサ」を「別表第1の2の(1)のア、イ又はウ」に改め、「普通肥料」の右に「(5に掲げるものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>5 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料</p>	<p>この肥料には、牛由来のたん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</p>
---	--



**兵庫県告示第1404号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
宍粟市千種町河呂字高下663の1、663の30から663の33まで、663の56、663の66、663の67
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字高下663の32・663の33・663の56・663の66（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森

づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1405号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
佐用郡佐用町西徳久字森光856の27、856の28・856の29（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字森光856の27から856の29まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1406号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
佐用郡佐用町庵字上エノ山521の49から521の56まで、521の92
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上エノ山521の50から521の52まで・521の55（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1407号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
佐用郡佐用町上石井字シボ谷口1564、字シボ谷1612、1614、字家ノ上へ1618、字片山1642
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字シボ谷1612（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1408号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（確定測量）
- 2 作業期間  
平成25年6月26日から平成26年3月24日まで
- 3 作業地域  
西宮市瓦林町



**兵庫県告示第1409号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量の実施に係る事項を変更する旨の通知があったため、平成25年兵庫県告示第1245号（公共測量の実施）の一部を次のとおり変更する。

平成25年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間
  - （変更前） 平成25年10月14日から同年12月24日まで
  - （変更後） 平成25年10月14日から平成26年3月25日まで
- 3 作業地域
  - （変更前） 神戸市西区神出町の一部
  - （変更後） 神戸市西区、北区及び長田区



**兵庫県告示第1410号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、阪神間都市計画事業北摂三田第二テクノパークB地区土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業施行期間  
変更前 平成22年12月7日から平成27年3月31日まで  
変更後 平成22年12月7日から平成27年12月31日まで
- 2 変更認可の年月日  
平成25年12月12日

公 告

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市阿弥陀町阿弥陀字西出口1036番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市野口町坂井285番地  
有限会社谷澤 代表取締役 谷 澤 敏 明
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成25年9月27日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-9-2号（25高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市中広字東沖1265番1、1266番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市北区梅田二丁目2番2号  
株式会社ライブリッジ 代表取締役 岡 本 充 代
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成25年6月21日  
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-11号（25赤穂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市板屋町177番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市飾磨区都倉一丁目30番地  
オーエイハウジング株式会社 代表取締役 横 山 英 人
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成25年10月2日

兵庫県指令西播（光土）（建）第1－23号（25赤穂）

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第425号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年12月24日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

## 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

## (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

## (2) 実施日

## ア 新規取得講習

平成26年2月3日（月）から同月12日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の7日間

## イ 追加取得講習

平成26年2月6日（木）から同月12日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の4日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、2月12日（水）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

## 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

## 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、

継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

#### 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成26年1月6日(月)から同月17日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで)

#### 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係

#### 6 申込時の提出書類

##### (1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のイに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(8) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(10) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(11) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

##### (2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(2)のイに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(8) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(10) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(11) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

#### 7 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

#### 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)

#### 9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

#### 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階



一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166



**兵庫県公安委員会告示第426号**

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年12月24日

兵庫県公安委員会  
委員長 橋 本 猛 伸

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 2 級
- 2 実施日時及び場所
  - (1) 実施日時  
平成26年 3 月 29 日 (土) 午前 9 時から午後 5 時まで
  - (2) 実施場所  
明石市荷山町1649番地の 2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員  
30人
- 4 受検資格  
次のいずれかに該当する者
  - (1) 兵庫県内に住所を有する者
  - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
  - (1) 申請期間  
平成26年 1 月 8 日 (水) から同年 3 月 14 日 (金) までの間 (土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後 5 時30分まで)
  - (2) 申請窓口  
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課 (生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。) の警備業担当係
    - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
    - イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
  - (3) 提出書類
    - ア 検定申請書 1 通

イ 次に掲げるいずれかの書面 1 通

(7) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあっては、住所地を疎明する書面

(4) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあっては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横

の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

印鑑及び筆記用具

9 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

## 警察本部公告

### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年12月24日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩川 実喜夫

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

証拠物件等管理システム構築委託

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

3 落札者を決定した日

平成25年11月22日

4 落札者の名称及び住所

日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地

5 落札金額

34,125,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成25年10月11日